

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 : 重クロム酸カリウム
 製品名 : 重クロム酸 8Abs 25mL
 製品コード : 3201-002
 シーメンスコード : 10445246
 会社名 : シーメンスヘルスケア・ダイアグノスティクス株式会社
 住所 : 東京都品川区大崎 1-11-1 ゲートシティ大崎ウエストタワー
 電話番号(緊急連絡電話番号) : 03-3493-8400 カスタマーケアセンター
 作成日 : 2016/06/01
 版番号 : 6

2. 危険有害性の要約

重クロム酸カリウム 100%濃度、固体の場合 (参照:厚生労働省 職場の安全サイトモデル SDS)

GHS 分類

物理化学的危険性	: 分類できない	
健康に対する有害性	: 急性毒性(経口)	区分 2
	: 急性毒性(経皮)	区分 3
	: 急性毒性(吸入:粉塵、ミスト)	区分 1
	: 皮膚腐食性及び皮膚刺激性	区分 1
	: 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	区分 1
	: 呼吸器感作性	区分 1
	: 皮膚感作性	区分 1
	: 生殖細胞変異原性	区分 1B
	: 発がん性	区分 1A
	: 生殖毒性	区分 1B
	: 特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分 1(中枢神経系、呼吸器、心血管系、血液系、肝臓、腎臓)
	: 特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分 1(呼吸器)
環境に対する有害性	: 水生環境有害性(急性)	区分 1
	: 水生環境有害性(長期間)	区分 1

GHS ラベル要素

注意喚起語 : 危険
 絵表示又はシンボル :



危険有害性情報 : 飲み込むと生命に危険
 皮膚に接触すると有毒

重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷
 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
 重篤な眼の損傷
 吸入すると生命に危険
 吸入するとアレルギー、喘息又は呼吸困難を起こすおそれ
 遺伝性疾患のおそれ
 発がんのおそれ
 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
 中枢神経系、呼吸器、心血管系、血液系、肝臓、腎臓の障害
 長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器の障害
 水生生物に非常に強い毒性
 長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性

注意書き

【安全対策】

全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避けること。
 取扱後はよく手を洗うこと。
 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
 環境への放出を避けること。

【応急措置】

保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。
 【換気が不十分な場合】呼吸用保護具を着用すること。
 飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。
 飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
 皮膚に付着した場合：多量の水と石けん(鹼)で洗うこと。
 皮膚(又は髪)に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を流水／シャワーで洗うこと。
 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
 ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。
 ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診断／手当てを受けること。
 直ちに医師に連絡すること。
 気分が悪い時は医師に連絡すること。
 気分が悪いときは、医師の診断／手当てを受けること。
 口をすすぐこと。
 皮膚刺激又は発しん(疹)が生じた場合：医師の診断、手当てを受けること。
 呼吸に関する症状が出た場合：医師に連絡すること。
 汚染された衣類を直ちに全て脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。
 漏出物を回収すること。

【保管】

毒物及び劇物取締法の規制に従い、施錠して保管すること。換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。

【廃棄】 内容物及び容器を地方自治体及び国の規制に従って廃棄すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物 の区別: 混合物

化学名	濃度又は濃度範囲(%)	CAS 番号	官報公示整理番号 (化審法)	労働安全衛生法
Reagent 1 重クロム酸カリウム	0.08	7778-50-9	(1)-278	データなし

職業性暴露限界がある場合、セクション8に記載されています。

4. 応急措置

- 吸入した場合** : 新鮮な空気のある場所に移動すること。呼吸をしていない場合は人工呼吸を施すこと。呼吸が困難な場合は酸素を与えること。、直ちに医師の手当て、診断を受けること。
- 飲み込んだ場合** : 無理に吐かせないこと。大量の水を与えること。意識不明の場合は、口から物を与えないこと。直ちに医師の手当て、診断を受けること。
- 皮膚に付着した場合** : 皮膚に付着した物質をふき取り、汚染された衣類、靴を脱ぎ、直ちに15分間大量の水で皮膚を洗うこと。直ちに医師の手当て、診断を受けること。再使用する前に衣類、靴を洗濯すること。
- 眼に入った場合** : 上まぶた、下まぶたを持ちあげ、直ちに15分間大量の水で眼を洗うこと。直ちに医師の手当て、診断を受けること。

健康への影響と症状の詳細については、セクション11を参照ください。

5. 火災時の措置

この製品自体は、燃焼しない

- 消火剤** : 非該当
- 火災時の措置に関する特有の危険有害性** : 非該当
- 爆発の危険性** : 非該当

6. 漏出時の措置

項目8で規定されている適切な保護具を身につけること。可能であれば液体を拭き取ること。

7. 取扱い及び保管上の注意

- 安全に取扱うための注意事項** : 取扱い場所の近くに、緊急に洗眼及び身体洗浄を行う設備を設置する。保護めがね、保護手袋等の適切な保護具を着用する。この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。取扱い後はよく手を洗うこと。屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。転倒させ、落下させ、衝撃を加え又は引きずる等の乱暴な取扱いをしてはならない。
- 安全に保管するための注意事項** : 涼しく、乾燥した、換気のある酸耐久性のある場所で、施錠して保管すること。物理的障害から守ること。直射日光、熱、適合性のない物質からは離して保管すること。容器を洗浄して、他の目的に使用しないこと。一日の終わりに清潔な衣類に着替えること。衣類の二次汚染を避けること。飲食の前に手を洗うこと。作業場での飲食、喫煙はしないこと。本製品についての全ての警告、注意書きをよく読むこと。

8. 暴露防止及び保護措置

- 管理濃度** : 0.05mg/m³ (クロムとして)
- 許容濃度(ばく露限界値、生物学的ばく露指標)**
- 日本産衛学会** : 0.05 mg/m³ (クロムとして、6価クロム化合物)、0.01 mg/m³ (クロムとして、ある種の6価クロム化合物) (2014年度版)
- ACGIH** : TLV-TWA 0.05 mg/m³ (クロムとして、水溶性クロム(VI)化合物) (2014年版)
- 設備対策** : 通常の換気を行うこと。
- 保護具**
- 皮膚及び身体の保護具** : 白衣、保護メガネ等、適切な保護衣を着用すること。
- 眼の保護具** : 撥ねるような場合は、化学物質保護メガネ、フルフェース保護具を着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

外 観

- 物理的性質** : 液体
- 色** : 透明、黄～橙色
- 臭い** : 無臭
- 融点・凝固点** : 0°C
- 沸点** : 100°C
- 比重(水=1)** : 1
- 溶解度** : 水に溶解

10. 安定性及び反応性

- 反応性** : データなし
- 化学的安定性** : 通常の使用下、保管下において安定。
- 混触危険物質** : 不適合物質:還元剤、硫酸入りアセトン、シリコン入りほう素、エチレ

	ングリコール、鉄、ヒドラジン、ヒドロキシルアミン、可燃性物質、有機物質、容易に酸化される物質(紙、木、硫黄、アルミニウム、プラスチック)
避けるべき条件	: 熱、混触危険物質
危険有害な分解生成物	: 燃焼するとクロム酸、水素、硫黄酸化物を生じる可能性がある。

11. 有害性情報

発がん性、変異原性、生殖毒性

12. 環境影響情報

環境動態(クロム)	: 土壌に放出するとこの物質は地下水まで到達するおそれがある。水に放出すると、この物質は著しく蒸発されない。この物質はある程度生物濃縮する可能性がある。空中に放出されると、大気から離れ、ある程度湿性沈着する可能性がある。
-----------	--

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	: 廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和等の処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。 廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。
汚染容器及び包装	: 容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

水で希釈されているため、本溶液は有害性物質に分類されない。よって、純物質としてクラス 6.1 及び 8 は、本溶液に適合しない。

15. 適用法令

化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法)	該当せず
労働安全衛生法 【名称等を通知すべき危険物及び有害物】	該当せず
労働安全衛生法 【名称等を表示すべき危険物及び有害物】	該当せず
毒物及び劇物取締法	該当: 劇物(指定令第2条)

16. その他の情報

参考文献



・厚生労働省 職場の安全サイト GHS対応モデルSDS

記載内容は現時点で入手できる情報、データに基づいて作成しております。ただし、記載されている情報の正確さ、完全性については保証するものではありません。

全ての物質は未知の危険有害性を含んでいる可能性があるため、取り扱いには細心の注意が必要です。このSDSには特定の危険有害性が記載されていますが、これらが存在する唯一の危険有害性であることが保証されているものではありません。

また、記載内容は通常の手配を対象としたものであり、指定されていない方法で使用した場合や、指定されていない物質と混合して使用した場合は、有効ではありません。

Manufacturer / Supplier

ELITechGroup B.V.

Van Rensselaerweg 4 6956 AV Spankeren The Netherlands